

南伊勢町建設工事に係る共同企業体取扱要綱

平成20年6月1日
告 示 第25号

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定建設工事共同企業体（第3条—第12条）
- 第3章 経常建設共同企業体（第13条—第22条）
- 附 則

第 1 章 総 則

（目的）

第1条 この要綱は、南伊勢町が発注する建設工事に係る建設工事共同企業体の基本的要件及び競争入札参加資格審査に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、技術的難度の高い工事又は大規模な工事の施行に際し、技術力等を結集して工事の安定的施工を確保するため、町の発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

- 2 この要綱において、経常建設共同企業体とは、町内に本店を有する中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、実行力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。
- 3 この要綱において、中小建設業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす者をいう。
- 4 この要綱において「本店」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第31条第1項の営業所のうち主たる営業所をいう。

第 2 章 特定建設工事共同企業体取扱要綱

（施工方式等）

第3条 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

- 2 異業種間の共同企業体は、これを認めない。
- 3 共同企業体と単体企業の混合入札は、これを認めない。

（構成員の数）

第4条 共同企業体の構成員の数は、2企業又は3企業とする。

（構成員の資格）

第5条 共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 対象工事に対する建設業法の許可業種について、特定建設業の許可を有して、5年以上の施工実績のある者であること。
- (2) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、

かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験がある者であること。ただし、一般競争入札、公募型指名競争入札に基づいて資格要件を定めた場合は、この限りでない。

- (3) 工事を請け負った場合には、工事現場に監理技術者又は主任技術者を、各構成員ごとに配置できること。なお、当該工事が建設業法第26条第3項に該当する場合、配置する技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。

(出資比率)

第6条 共同企業体のすべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者)

第7条 共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有するものとする。ただし、格付けの異なる者の間では、上位等級の者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(対象工事)

第8条 共同企業体が施工する工事の規模は、次のとおりとする。

(1) 土木一式工事、建築一式工事の規模は、それぞれ設計金額が1億円以上の工事とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、工事の規模、内容等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事については、共同企業体に発注することができる。また、共同企業体による施工になじまないと認められる工事については、対象外とすることができる。

(工事の指定)

第9条 共同企業体が施工する工事の指定は、対象工事を担当する事業課の課長が南伊勢町建設工事等指名審査会の審査を経て行うものとする。

(特定建設工事共同企業体を構成する企業の資格要件及び結成)

第10条 事業課長が、前条に基づく工事の指定を行おうとするときは、当該工事の共同企業体の構成員に適した企業の資格要件を内申し、指名審査会の審査を受けなければならない。

2 前項の規定により、資格要件があると認められた企業は、任意に共同企業体を結成するものとする。この場合、一つの企業は二つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(共同企業体の指名競争参加申請)

第11条 前条第2項により結成された共同企業体は、事業課長の指定する日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書(様式第1号)
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)(写し)
- (3) 使用印鑑届(様式第3号)
- (4) 委任状(様式第4号)(県外に本店を有する企業のみ)

(共同企業体の指名)

第12条 事業課長は、前条により申請のあった共同企業体を指名審査会に内申し、適当であると認められたときは、当該指名通知書により共同企業体の代表者に入札指名通知を行うものとする。

第 3 章 経常建設共同企業体

(施行方式)

第 13 条 経常建設共同企業体は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施行方式とする。

- 2 異業種間の経常建設共同企業体は、これを認めない。

(資格及び対象工事)

第 14 条 町工事の入札への参加を希望する経常建設共同企業体は、町に入札参加資格審査の申請を行い、希望する工事の種類に対応する業種（以下「希望業種」という。）の資格の認定を受けなくてはならない。

- 2 資格認定を受けた経常建設共同企業体は、単体企業に準じて町の工事の入札に参加できるものとする。

ただし、特定建設工事共同企業体の構成員になることはできない。

- 3 構成員に特定建設業の許可を有する者がいる場合、当該経常建設共同企業体は特定建設業許可を有する単体企業に準じて取り扱うものとする。この場合において、当該経常建設共同企業体が請負った工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上になる場合においては、特定建設業の許可を有する構成員が、建設業法第 26 条第 2 項の規定に基づく監理技術者を配置しなければならない。

- 4 資格認定を受けた経常建設共同企業体の各構成員は、当該経常建設共同企業体の希望業種について、単体企業として町工事の入札には参加できないものとする。

ただし、当該経常建設共同企業体が解散により資格を失ったときは、この限りでない。

(構成員の数)

第 15 条 経常建設共同企業体の構成員の数は 2 又は 3 者とする。

(組み合わせ)

第 16 条 経常建設共同企業体の構成員は、その結成時及び資格審査の申請を行う時点において、次の各号の要件をすべて満たした組み合わせでなければならない。

- (1) すべての構成員が、単体企業として希望業種の町建設工事入札参加資格の認定を受けており、その等級が同一等級に属していること。
- (2) 結成する経常建設共同企業体の等級が、当該建設共同企業体の構成員の等級より上位となること。若しくは、総合点数が 1000 点に満たない者が結成する経常建設共同企業体にあつては、その総合点数が 1000 点以上となること。

(構成員の資格)

第 17 条 経常建設共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 町内に本店を有する中小建設業者等であること。
- (2) 希望業種の建設許可を受けてから営業年数が 3 年以上であること。
また、建設業法第 28 条に基づく指示又は営業停止処分を受けた者にあつては、当該処分を受けた日から 3 年以上経過していること。
- (3) 希望業種について元請としての施行実績を有すること。
- (4) 他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。
- (5) 工事を請け負った場合には工事現場に、監理技術者又は主任技術者を構成員ごとに配置できること。なお、当該工事が、建設業法第 26 条第 3 項に該当する場合、

配置する技術者は工事現場ごとに専任でなければならない。

(結成方法及び代表者)

第 18 条 経常建設共同企業体は、自主結成とし、その代表者は構成員において決定された者とする。

(構成員の出資比率)

第 19 条 経常建設共同企業体のすべての構成員の出資比率は、均等割の 10 分の 6 以上でなければならない。

(入札参加資格審査等)

第 20 条 経常建設共同企業体として指名競争入札参加資格審査の申請を希望する者は、毎年 6 月 1 日から同月 15 日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）までの間に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第 5 号）
- (2) 経常建設共同企業体協定書（様式第 6 号）（写し）
- (3) 使用印鑑届（様式第 3 号）
- (4) 誓約書（様式第 7 号）
- (5) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

2 前項の申請事項に変更が生じた場合については、遅滞なく変更届を提出するものとする。

(認定資格の有効期限)

第 21 条 前条の指名競争入札参加資格審査の有効期限は、毎年度 7 月 1 日から翌年度の 6 月 30 日までとする。

ただし、年度の途中で指名競争入札資格審査を申請した者の有効期限は、その受付を行った日から翌年度 6 月 30 日までとする。

- 2 前項の有効期間中に経常建設共同企業体を解散したときは、速やかに解散届（様式第 8 号）を提出するものとする。
- 3 前項により解散した者は、第 1 項の有効期間中において同構成員あるいは他の構成員と再度、経常建設共同企業体を結成できないものとする。

ただし、前項の解散が構成員の廃業による場合については、この限りでない。

(資格の取消し)

第 22 条 町長は前条の認定資格の有効期間中であっても、次の各号に該当する場合には、経常建設共同企業体に認定した資格の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に偽りがあるとき。
- (2) 経常建設共同企業体又はその一部の構成員が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当したとき。
- (3) 経常建設共同企業体の一部の構成員が建設業法第 28 条の規定による営業停止の処分を受けたとき。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。